

## 綾瀬市日中一時支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、綾瀬市地域生活支援事業実施要綱に基づき、綾瀬市が行う地域生活支援事業のうち、日中一時支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 事業の対象者は、居宅においてその介護を行う者の疾病、就労その他の理由により、障害者支援施設等において、宿泊を伴わない一日のうちの一定の時間帯において支援の必要があると認められた者で次の各号に規定する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳を所持する知的障害児者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) その他市長が特に必要と認められた者

### (地域生活支援サービス費の基準額)

第3条 日中一時支援事業に係る地域生活支援サービス費の基準額は、別表に規定する額とする。

### (地域生活支援サービス費の支給)

第4条 支給決定障害者等がサービスの提供を受けた場合に支給する地域生活支援サービス費の額は、前条の基準により算定した費用の100分の90に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であるとき及び別表中療育加算については、前条の基準により算定した費用の100分の100に相当する額とする。

- (1) 支給決定を受ける障害者が市町村民税非課税者。ただし、その者の同一世帯に配偶者がいる場合、支給決定を受ける障害者及び配偶者が市町村民税非課税者。
- (2) サービスの提供を受ける者が18歳未満の場合、市町村民税非課税世帯に属する者。ただし、その者の保護者が障害者の場合、その保護者及び同一世帯の配偶者が市町村民税非課税者。
- (3) 生活保護を受けている者。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に行われた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものみなす。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づき決定された助成金等の支給については、なお従前の例による。

3 旧要綱の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づき決定された助成金等の支給については、なお従前の例による。

別表

区分	基準単価	療育加算	単価	
			加算有り	加算なし
1時間～4時間	2,900円	2,000円	4,900円	2,900円
4時間～8時間	5,400円		7,400円	5,400円
8時間～12時間	8,100円		10,100円	8,100円
送迎加算 (片道)	540円			
入浴加算	400円			
重症心身障害者支援加算	3,000円			
医療的ケア支援事業加算	5,000円			
( ) 看護師配置加算				
( ) 特定行為業務従事者配置加算	5,000円			

- ・区分における利用時間で1時間未満の端数がある場合は切捨てとする。
- ・療育加算については、中学生年齢までの児童を対象に、利用時間において社会能力等の向上につながる支援を実施した場合に1日一回のみ加算対象とする。
- ・送迎加算については、各事業所において送迎を実施した場合に加算をつけるものとする。
- ・入浴加算については、各事業所において入浴を実施した場合に加算をつけるものとする。
- ・重症心身障害者支援加算については、身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A1、A2を取得している者のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児の認定を受け、18歳以上になった者に対し支援を実施した場合に加算をつけるものとする。ただし、医療的ケアを必要としない。
- ・看護師配置加算及び特定行為業務従事者配置加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成18年法律第123号）第56条の6第2項に規定する医療を要する状態のある障害者を受け入れた事業所に対し、看護師又は特定行為業務従事者による介助を実施した場合に1日一回のみ加算対象とする。